

平成 29 年 5 月 16 日臨時議会において、坂口友良議員から保育園園舎に関する不適切な町の対応を監査委員に監査請求する決議案が提案された。八尾議員が 4 月 24 日の臨時議会において、町の不適切な対応を問題にして、副町長に対して辞職勧告決議を可決しており順序が逆であること等を指摘し反対討論を行った。採決では賛成 6 名となり賛成少数で否決となった。

### 監査請求に関する決議案反対討論

5 点申し上げたい。

第 1 に、4 月 24 日の臨時議会で、保育園園舎増築について法律で定めた手続きがなされていないことや地耐力の不足している場所に建設したことを問題にして、この問題の責任者であった副町長に対して辞職勧告決議を既に行ったところである。事実が確定しているのに、**決議の事後に何が問題なのかと議会が監査委員に監査を請求するのは順序が逆ではないのか。**例えば、この事実がはっきりしない中での監査請求がまずあり、監査結果に基づいて、なるほどこれでは副町長の職務を継続するのは困難だなどと認識されて、辞職勧告決議にことが及ぶというのなら分かるが、提案はまるで順序を踏まえていない。

第 2 に、提案者は先ほどの私から「いったいいくらの支出に問題があると認識しているのか」との質問に金額を明示できなかった。**監査請求する際に試算も出せないような状況**で監査請求することが妥当であろうか、きちんとした監査が実行される見通しが持てない。

第 3 に、**議員の予算・決算に対する態度**の問題がある。補正予算だけでなく平成 27 年度決算や平成 29 年度予算について議会の多数は賛成し可決してきた。問題があるというのならそのつど根拠を示して反対の意思表示をしなければならぬのではないのか。予算・決算に賛成してきた議員が監査請求せよというのは自らの判断が誤りであったと認めることになるのではないのか。一方で問題はないとしながら、一方では問題ありと指摘するのはわかりにくいことこの上ない。

第 4 に、監査委員 2 名の内 1 名は議会推薦で選考している。平成 27 年度は山村美咲子議員、平成 28 年度は青木義勝議員であった。特に山村議員は今回提案している監査請求の賛同者に名前を連ねておられる。定期的な監査報告については自分が監査委員であったときには何ら問題にせず、議会にも問題なしと報告していたのに、自分が監査委員を降りたら、今度は 29 年度の奥本隆一議員に監査をやってもらいたいというのはあんまりではないか。奥本議員にどのよう

な依頼をするつもりか。青木議員にも賛同者にはなっていないが同様のことを指摘しておきたい。

第 5 に、今後のことについて述べておきたい。4 月 24 日副町長辞職勧告決議が可決されたのち、私から谷議員に対し、賛成した 6 名の議員で相談してはどうか、次は住民監査請求に取り組んではどうかと提案していたが、谷議員からは「6 名の協議は持てない」との返事があり、やむなく 2 名で協議すると支援者の中で住民監査請求に関心を示す町民が見当たらないので議会から監査請求するのはどうかとのことであった。

第 1 から第 4 までの事柄について、議会の調査取り組みをも明らかにするため、7 月議会になるがこの問題に関する調査特別委員会の設置を提案する予定だ。この中で監査委員がいったいどのような監査を行ったのかも調査するのがよいと考える。

以上 5 点を指摘して反対討論としたい。